

社会福祉 しずおか

4

No.821

特集

社会福祉の平成史と今後の展望

～平成の福祉改革は、どこまで実現できたのか～

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成30年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

「えがおであふれる場所」
花とえがおの人をたくさんかいた。



★静岡県銀行協会長賞

袋井市立三川小学校(4年) 徳地 風香さん

「みんななかよし手をつなごう」
自分のまわりにはいろいろな環境の人がいて、いろいろな違いがあるけれど、皆となかよくなるにはどうしたら良いかな?と考えながら手をつないでいる姿を描きました。



★静岡県町村会長賞

静岡市立清水飯田東小学校(2年) 風間 和奏さん

※学校名、学年は平成30年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

社会福祉の平成史と今後の展望

～平成の福祉改革は、どこまで実現できたのか～

本年5月には「平成」の世が改まって新たな時代を迎えるにあたり、様々な社会福祉制度改革が積み重ねられた平成の30年を振り返りつつ、次代に向けた本県における社会福祉のあり方を展望するため、座談会〈平成31年2月25日(月)〉を開催しました。

静岡福祉大学 教授 増田 樹郎 氏

鼎談者 静岡県社会福祉法人経営者協議会 副会長 川島 優幸 氏
一般社団法人静岡県社会福祉士会 副会長 安藤 千晶 氏

※以降は、敬称略とさせていただきます。

平成のはじめの10年

増田 平成のはじめの10年が、実は21世紀への準備期間として、次の20年を大きく規定しているということはいままでありません。何よりも日本が8法の改正以降に大きく在宅福祉に切り替える、それまでの施設中心の福祉から地域中心の在宅福祉へと大きく切り替えるという転機にもなっています。周知のとおり、ゴールドプランは、まず国が指針を定め、これを自治体に下ろしていくという従来のトップダウン式を改め、まず市町村が地域のニーズを整理して、次いで都道府県がこれをまとめ、これを踏まえて国としての全体像を描くというボトムアップ式に変わりました。この契機が「地方の時代」の始まりでした。バブル崩壊後、大きく経済・社会の価値観が変わり、「地方の改革」つまりは地方自治体の基礎力や骨組みをしつかりと見直さない限り、その後の構造改革も含めた地域・在宅への福祉の切り替えというのは実現できないという危機感があつたのではないのでしょうか。

2点目は、自殺とホームレス、虐待という深刻な課題がクローズアップしたときでした。一方で、十分な在宅福祉が整っていないなかで、介護心中、介護殺人という事案もまた社会的な関心を呼び起こした時期でした。豊かさの裏側で、いのちと暮らしのあり方が根底から問い直されていきました。この問題に対応していくシステムをどうすればつくれるのか、国を挙げて取り組まなければならないテーマでした。3点目は、1995年に阪神大震災があり2011年の東日本大震災まで、災害への福祉というのが大きく話題となりました。ボランティア活動がこれをきっかけに大きく変化したのです。市民と地域、多職種の専門職が協働して、この震災の痛みや悲しみに対応しなければならぬという、地域協働やボランティアのあり方そのものを根本から問い直した時期でした。他方、当事者運動にも新たな展開がありました。当事者主権とか当事者主体ということばが生まれ、権利擁護といった課題がテーマ化されてきました。

川島 社会福祉法人の経営者としてみれば、高齢者を支える家族や地域の力が非常に弱まっていった時期でした。高齢化率が14%になり、1人暮らしの高齢者や老人世帯が増加し、女性の社会進出、扶養意識の変化など福祉のあり方の再考が迫られました。高齢者保健福祉計画第一期の策定

安藤 振り返ってみると、特養がどんどんできていった時代、高齢者の時代だと思われました。この準備期間のなかで、「福祉は最先端」と言われ福祉系大学に進む学生がすごく多かった。

川島 日本は、世界会議の中でソーシャルワーカーなどの国家ライセンスがない国だという指摘を受けて、1987年に社会福祉士及び介護

専門職化

静岡福祉大学
教授 増田 樹郎 氏





静岡県社会福祉法人
経営者協議会
副会長 川島 優幸 氏

福祉士法が制定されました。資格者とそうでない者が混在する現場の中で、職員たちはみんな資格取得に向けて意欲的に取り組んでいた時期でした。いかにしてケアの質の向上を図るかを考えながら日々改善している中で、現在のような整った環境でエビデンスに基づく介護の時代とは位置づけが異なりました。

増田 90年代というのは、豊かさを体験した社会が大きく格差社会に転じたのかなという印象があります。これを契機に2000年以降の大きな制度改革の渦に巻き込まれていくわけですね。

基礎構造改革

増田 前段の10年が過ぎて、基礎構造改革が出てきます。その後の福祉の構造的な根幹を大きく変えることとなります。社会福祉法人等で支えてきた仕組みが、多様なサービス提供の参入によって今までの福祉観、利用者観が大きくひっくり返りました。

川島 社会福祉法人では、そのあり方がサービス中心となりました。貧富の差の拡大や生活保護受給者の増加、ニーズやリスクが複合化してきました。ニーズ発見を重視し自立に着目していく福祉の在り方が問われていきました。女性の社会進出、扶養意識の変化など福祉のあり方の再考がせまられた10年と言えるかもしれません。

増田 新しい専門職であるケアマネジャーが登場しましたが、ケアマネジメンが馴染みの方法論ではなかったのが、給付管理の整備が最優先だった。それが未だにケアマネジャーの専門性の足を引く張つています。静岡県は国の養成プログラムとは別途にケアマネジャーにケアマネジメンを学ぶプログラムを実施しました。

安藤 いわば正念場でした。介護保険を使うには介護認定が最初にあつて、そこからサービスが始まる、その介護認定をするにも大混乱でしたよね。認定調査も給付をするための勉強もしなくてはいけないし、現場は何かか間に合わせたという感じでした。

増田 サービス等利用計画をどうしても作らなければならぬ最近の障害者支援の現場の混乱とも重なってきます。

準市場化

川島 介護保険が導入されてからは、契約書や重要事項説明書の作成があり、施設のケアの質の見直しを行い、必要に応じて手順書を作成しなければならぬこともありました。一方で地域福祉の中心に特別養護老人ホームを位置づける必要もあり、情報公開と経営の透明性を守りながら開かれた施設をどのように確保したらいのか、激動の渦中にあつたという印象です。新しいグループホームや小規模多機能の制度ができて、経営姿勢が違ふということもあり、ガバナンスのあり方やコンプライアンスが問われてきた時期でした。

増田 一方で、融通無碍に様々な取り組みをする株式会社等の参入のメリットもありました。旧来の法人では対応できない、地域のニーズを踏まえて需給バランスを取っていくという面もありました。

川島 社会福祉法人にとってもメリットはありました。多様な供給主体が入ってくるということで、事業性やより効率的な人材育成、コスト面の見直しの方法、他の事業体と比較して、公益性とは何かなど社会福祉法人のあり方を改めて考え、学ぶ機会にもなりました。



一般社団法人
静岡県社会福祉士会
副会長 安藤 千晶 氏

福祉職の充実

増田 後段の20年のもう一つのターニングポイントには、児童虐待防止法、翌年にはDV法、それから高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法まで、一気に虐待防止法ができあがっています。一連の防止法は権利擁護と併せて車の両輪のようになっていかなければ活かせませんね。

安藤 改正介護保険法による地域包括支援センターの全国設置で、初めて社会福祉士が必置となりました。ここで社会福祉士を専門職としてきちんと位置付けたいということです。防止法という名前について、虐待が起きてから対応しているという形になっていますが、本当は虐待が起きないための施策をしていかななくてはけません。

増田 社会福祉士にとっては、地域包括支援センターにおいて必置になり、MSWの資格も、最近ではスクールソーシャルワーカーも社会福祉士が担うわけですね。

安藤 そうはいつでも必置なのは地域包括支援センターのみです。それ以外は社会福祉士であることが望ましいと

か、病院に社会福祉士が設置されたら加算が算定できる、という程度なのです。生活困窮者自立支援事業も社会福祉士が望ましいとありますが、ソーシャルワーク機能を持った人材が社会福祉士でなければならぬときちんと位置づけたいと強く思います。

川島 介護福祉士のステータスは、以前より格段に上がってきています。しかし、人材確保の面で、例えば特養の現場というのは、看護師と同じく高度なケアを担う介護福祉士もまた求められてきます。多様な人材活用とICTやロボットの活用も含めて、専門的な知識や技術がさらに必要であることを、社会福祉法人がしっかりと発信していくことも必要でしょう。

増田 介護福祉士や社会福祉士の専門性の高度化が、どう利用者家族の権利擁護につながっていくのか、そこがポイントだと思います。ケアの質を高めていくと同時に権利擁護の代弁者として。

川島 一人の生活者という視点が大切であり、単一の課題設定で解決できるものか複雑なケース課題なのかの判断も必要となつてきており、高度な専門性と多領域にも精通するような経験値も要求されてきています。

地域包括ケア

増田 この権利擁護の流れにおいて重要なのは、地域包括ケアでしょう。機関や団体のなかに所属している専門職が地域包括的なシステムの中でいかに多様な課題を担っていくのか。子育て世代包括支援センター、(障害者)地域生活支援拠点等なども併せて、地域包括ケアはこれからの10年の主たるテーマですね。

川島 地域包括ケアについては、地域間格差をどう乗り越えていくかという点と、多職種連携や地域ケア会議などを通して、専門職者が実際に成果をどれだけ積み上げられるかということが鍵になります。医療と介護の連携も大切な視点です。高齢化とともに増大する医療需要をどうしていくのか、医療と共存しながら暮らす支援が重要です。

安藤 地域包括ケアシステムの構築の中心的な役割を、地域包括支援センターが果たしていくとき、どうしても高齢者に限ったものという印象が強いです。でも、障害のある人も子どももすべてひつくるめた支援体制が地域包括ケアシステムなのです。いつの間にか高齢者

だけのためのものという誤解が全国的に生じています。子どもでも、障害者でも、高齢者でも、支援が必要な人に対してどれだけの人々がチームで関わられるかというその積み上げが必要です。

川島 様々な人の困りごとや不安、心配事を解決して、人々のニーズに合わせてそれをどういう社会資源につなげていくのか、というところに地域包括ケアの社会的価値があります。各専門職者が1つの地域でその役割をどう果たしているかという評価に関しては、社会福祉士としても地域社会に対して新たな役割を実践していかなければなりません。

安藤 社会福祉士会の委員会活動も、地域包括支援センターの社会福祉士を支援していたときは地域包括ケア推進委員会、次にふじのくに型委員会、今は地域共生委員会と、時代によって変わってきています。どこに相談しても、みんな受け止めて適切に次につなげることを目指しています。

社会福祉協議会(社協)活動

増田 静岡県は早くから「ふじのくに型」という住民主体の活動を提案してきました。市町や社協がこつこつと取

り組んできた実績のうえに、新たなシステムを作ろうという共生型の構想です。住民は、地域に必要な活動や居場所をつくるのが期待されています。

川島 基礎自治体としての市町、社協は、地域とのつながりや信頼、見守り力が潜在的にあります。地域のニーズ把握を行い、支援する力、後押しする力を発揮する必要があるのではないのでしょうか。

増田 地域発で住民の活動が生まれてくるということが本来かもしれません。他方で「総合事業」や「地域共生社会」にしても、行政が率先して「まちづくり協議会」「コミュニティ協議会」を作ろうとしていますね。いわば官製版の地域福祉ですね。他方、地区社協活動などを市町社協がやってきています。これと整合性を持たせることもひとつの課題ですね。

安藤 これまで社協で活動してきた人材ならばともかく、新人や嘱託職員にいきなり生活支援コーディネーターの役割をさせるのも、社協内部の問題だと思えます。社協は長いこと委託事業をやってきたので、今になって自分たちが何かを作り出すということは、なかなか難しいという状況になつてきているのかもしれませんが。

川島 本来的な市町社協のあるべき姿として、地域力を高める工夫や仕組みを主体的に作っていく取り組みがあります。高齢者のボランティア活動や社会活動についても、これからの社協の役割だと思えます。

増田 協議体としての社協は、各種の団体が協働しながら地域の課題にどう取り組んでいくのかということですね。県内の市町社協は、多職種連携の調整役であり、生活支援コーディネーターの受託であり、地域の包括的な支援にも積極的に取り組んでいます。

安藤 社協という看板を使えば、多職種連携も地域福祉も、社協の得意とするところだと思えます。住民の意識からすれば、様々な垣根を取っ払って相談できるのが社協だと思おうのです。

地域共生社会と社協

川島 地域共生社会に向けて新しいコミュニティをどうつくるのかという視点がまだ不足しています。市町や社協は、地域の実態に即した取り組みを支え手がいない中でどう作り上げていくか、ということが喫緊の課題です。2040年に向けて次の時代へとつなげる全世代型社会保障の枠組みを作

り上げていかななくてはなりません。地域共生社会への役割として重要な位置づけにあるのが社協ではないのでしょうか。

安藤 社協は一体何をするとするか、そこからではないのでしょうか。地域住民でも自分たちが社協会員であるということを知らない人がほとんどです。住民が会費を払っていることを根本的にきちっと説明ができる力を、社協が仕組みの持つということですね。専門職もまた地域住民のひとりです。少しでも社協が連携していかなくてはいけない。支え合いの仕組みについて、こんなことが地域の中にある、これからこういうことが必要なのだと、このことを丁寧に説明し、発信していくことが大切だと思おうのです。

増田 先日、市町村の機能評価つまり保険者機能評価が公示されました。



地域包括支援センターの機能評価も出ています。機能評価をとおして自治体に対してインセンティブ（政策誘導）を働かせれば機能強化ができるかもしれません。ただ、住民のレベル、地域のレベルにおいてインセンティブを働かせて改革を急ぐというのは、自治体や住民に対する「不信のモデル」なんです。他方で、市町の取り組み、専門職の協働、自らの地域や生活を自ら担っていくとする住民の取り組みをしっかりとつなげていくという「信頼のモデル」が必要不可欠なのです。どういったインセンティブを求めていくのか、そこから発信していくべき構造な仕組みが求められています。

戦後に民生委員・児童委員があり、社協があり、この仕組みが営々として育まれてきたということが、日本の地域福祉の健全化を担保しています。1970年代以降、自治体の多くがコミュニティの再生に関する白書を出しています。それから積み残してきた危機感が今回の制度改正の裏返しなのかなと思います。制度や仕組みができてくると、つい専門職も行政もどこか安心してしまいう傾向があります。行政の仕組みとしての「官セクター」と、市場原理としての「民セクター」だけでは、地域の暮らしを支えられないとすれば、もう一つ「協セクター」という住民が参画して協働しあうシステムをどうやって作っていったらいいのかが改めて問われているのではないのでしょうか。

会員紹介コーナー

社会福祉しずおかでは、不定期で県社協の会員を紹介します。今回は、経営相談や会計・税務研修等、社会福祉法人経営支援の各種事業をよくご利用いただいている2つの法人の事業所を紹介します。

社会福祉法人 伊豆つくし会「伊豆つくし学園」

住所: 下田市加増野375-1

伊豆つくし学園は、昭和48年より34年間にわたり知的障害児施設を運営してきた伊豆つくし学園組合(一部事務組合)が、平成19年3月に解散したことにより、その経営の受け皿として、新たに社会福祉法人を設立し児者併設の施設運営をしております。

学園は、①どんなに障害の重い人でも、地域で安心して暮らしていけるための福祉サービスを提供する。②利用者一人ひとりの幸せ実現に寄り添うとともに、保護者の安心をも支えて行く。③在宅福祉サービス展開の拠点施設としての役割を果たして行く。④福祉教育の推進、ボランティアの育成、福祉専門職員の養成に携わって行く。この四つの理念をもとに地域で生活している障害をお持ちの方や学園で生活している方々の日常生活全般の支援を行っています。

伊豆半島の先端に位置する小さな法人・施設ですが、上記理念を実現するため、県社協の企画する会計研修や相談事業などを積極的に活用させていただき、実務に裏打ちされた実効性のある施設運営を目指しています。



社会福祉法人 和松会「生活介護事業所ぴのほーぷ」

住所: 掛川市杉谷南1-1-26



ぴのほーぷは、重症心身障がい児者の方が学校卒業後に通う場所として平成26年4月に開所した、(福)和松会が運営する生活介護事業所です。「だれもが通い、だれもが生きる」を基本理念とし、生き生きとした経験・活動や、穏やかに過ごす時間を提供しています。メモケース作り・ミシン・お菓子作り・入浴・足湯・

外出(社会経験・アウトリーチ)・歩行・ストレッチ・朗読…利用者の方の状態に合わせて、様々な活動を通して豊かな表情を職員全員の連携で引き出し、望まれている生活を実現していく…これが、この仕事の一番のやりがい・魅力です。

活動の幅を広げ、必要な支援を見極めながら魅力を引き出す。その為には職員の質の向上が欠かせません。県社協の研修へ計画的に参加することは勿論、法人内の事業所合同で行っているOJTでは、プログラムや講師選定の相談を県社協に行い、より充実した内容に結びつけています。他にも、経営相談や、近隣事業所連携の下実施する見学会の助言・周知協力等、事業運営を様々な側面からサポートして頂いています。これからもよろしくお願ひします。

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

2019年6月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み『WEBサービス』(会員対象)を御利用ください!→WEBサービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
55	高口光子の 認知症の人に寄り添う プロの介護セミナー	6/3	シズウエル	老人福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する方	認知症高齢者に対する介護の見方、考え方、認知症高齢者への対応を学ぶ 講師:介護老人保健施設 星のしずく 看護部長 高口 光子 氏	3,000円 (5,000円)
100	指導者のための 接遇マナー講座	6/6	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する方	接遇マナーの再確認、指導者能力と部下指導のポイントを学ぶ 講師:株式会社はあもにい 代表取締役 大野 晴己 氏	4,000円 (6,000円)
96	【新規】 生活の場で出会う 高齢者の“生と性”の理解	6/10	シズウエル	老人福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する方	人が豊かに生きていく上で欠かすことのできない「性」について理解を深め、福祉の現場で直面する問題への適切な向き合い方を考える 講師:田園調布学園大学 名誉教授 荒木 乳根子 氏	4,000円 (6,000円)
2	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程 中堅職員コース(東部)	6/13 7/4,5 (3日間)	三島商工会議所	中堅職員(入職後 概ね3~5年程度の 職員)	中堅職員としての役割を遂行するための基本を習得する 中堅職員が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト代
97	権利擁護・成年後見 セミナー (基礎編)	6/19	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する方	認知症高齢者や知的障がい者等を支援する職員として必要な権利擁護・成年後見の基礎的知識を習得する 講師:ふるい後見事務所 古井 慶治 氏	4,000円 (6,000円)
36	介護技術講座(基礎編)	6/20,21 (2日間)	シズウエル	老人福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する介護職等	体の仕組みと動きを理解し、ボディメカニクスを活用した基本的介護技術を習得する 講師:静岡県介護福祉士会 飯田 泰子 氏 他	12,000円 (18,000円)

☆ 研修開催日の延期のお知らせ

事前に開催を予定していた下記研修につきましては、開催を延期致します。開催日が決まり次第改めて御連絡します。

研修No	研修名	当初開催予定
48	急変を見逃さないための救急講座	6/18

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に①事業所名 ②担当者名 ③電話番号 ④電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください 問い合わせ先: 研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金 助成団体募集のお知らせ

静岡県内のNPO法人やボランティアグループが行う地域福祉・ボランティア活動事業に対して助成を行います。

◆活動推進助成:

地域福祉・ボランティア活動、子育て支援活動に関する事業費に助成 …… **《1グループ 30万円以内》**

◆先駆的(モデル的)活動助成:

制度の狭間にある福祉(生活)課題の解決に向けた事業で、事業計画が具体的で一定の成果が期待できる先駆的(モデル的)事業費に助成(書類選考後、プレゼンテーションを実施します)… **《1グループ 100万円以内》**

◆セルフヘルプグループ活動支援助成:

高齢者や障がい者等が中心となるグループで、自立・自助活動を通じて、地域福祉・在宅福祉の向上に向けた取り組みに助成(市町社会福祉協議会等の推薦が必要です)… **《1グループ 30万円以内》**

◆しずおかの居場所立上助成:

静岡県内において新たに居場所(こども食堂含む)の開設・運営を行う事業に助成… **《1グループ 15万円以内》**

申込締切は5月7日(火)必着です。

詳しくは本会ホームページをご覧ください <http://www.shizuoka-wel.jp/>



ありがとうございました 県社協への寄附金

静岡銀行ふれあい基金協力会様から本会「ふれあい基金」へ272,400円のご寄附をいただきました。(3月1日)



左) 静岡銀行県庁支店 支店長 森田 薫 様
右) 本会 常務理事 松浦 康夫

静岡県社会福祉協議会団体割引10%を適用いたします!

〔 共済契約者及び被共済者が当組合で定める条件を満たす場合のみとなります 〕

自動車保険、見直しのチャンス!!

- ✓ 会員の皆様、会員の同居のご家族、会員事業所にお勤めの従業員その同居のご家族もご利用頂けます
- ✓ 他社からの等級割引の継承可能です

<お問い合わせ> 静岡県袋井市川井205
関東自動車共済協同組合 TEL: 0800-2000-109
代理所静岡県共済センター(株) 承認番号1903-000711300

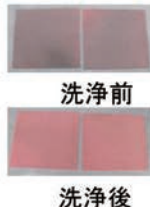
施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



ブラインド・ロールスクリーン出張クリーニング



株式会社三ナツ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1 フリーダイヤル-ミナツ にハロー-
TEL: 0120-370286 fax054-295-9003

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料 (1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。